

●弘前地区消防事務組合違反処理規程（一部抜粋）

第14条（命令の公示）

- 1 消防長又は署長は、法の規定に基づく命令を行った場合は、次項に定める標識の設置及び弘前地区消防事務組合掲示場への掲示並びにインターネットを利用する方法の公示を行うものとする。ただし、命令を行う際の状況により、その一部を省略することができる。
- 2 消防長又は署長が法第5条第3項（法第5条の2第2項、法第5条の3第5項、法第8条第5条（法第36条第1項において準用する場合を含む。）、法第8条の2第7項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）、法第8条の2の5第4項又は法第17条の第3項において準用する場合を含む。）の規定により設置する標識は、消防法による命令の公告（様式第3号の3の2）によるものとする。
- 3 消防長が法第11条の5第4項（法第12条第3項、法第12条の2第3項、法第13条の24第2項及び法第16条の6第2項において準用する場合を含む。）の規定により設置する標識は、消防法による命令の公告（様式第3号の3の3）によるものとする。
- 4 消防長又は署長が法第12条の3第2項の規定により設置する標識は、消防法による命令の公告（様式第3号の3の4）によるものとする。
- 5 消防長又は署長が法第16条の3第6項の規定により設置する標識は、消防法による命令の公告（様式第3号の3の5）によるものとする。

●弘前地区消防事務組合違反処理規程実施要綱（一部抜粋）

第10条（命令の公示）

- 1 公示方法は規程第14条によるものとし、インターネットを利用する方法とは、弘前地区消防事務組合ホームページ（以下、「ホームページ」という。）への掲載により公表するものとする。ただし、次に掲げる場合は、公示の一部を省略できるものとする。
 - (1) 消防対象物の敷地、外壁等に標識を設置する場合に、その一部を損壊する必要がある場合
 - (2) 命令発動日時から原則24時間以内に命令事項が履行される可能性がある場合
 - (3) その他公示の一部が行えない特別な理由がある場合

2 標識の仕様及び設置等は、次のとおりとする。

- (1) 材質は、長期間劣化しないものとする。
- (2) 設置は、支柱等で自立できるもの又は直接対象物に張り付け、倒壊、はがれ等のないように処理するものとする。
- (3) 標識の作成要領は、手引き（第2、[9]）によるものとする。

3 弘前地区消防事務組合掲示場へ掲示する内容は、標識と同様の内容とする。

4 ホームページで公表する措置命令は次のとおりとする。

- (1) 法第5条（防火対象物の火災予防措置命令）
- (2) 法第5条の2（防火対象物の使用の禁止、停止又は制限の命令）
- (3) 法第5条の3（消防吏員による防火対象物における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令）
- (4) 法第17条の4（消防用設備又は特殊消防用設備等の設置維持命令）

5 ホームページへ掲載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 命令を受けている防火対象物の名称及び所在地
- (2) 命令を受けた者
- (3) 命令事項
- (4) 命令発令日
- (5) その他消防長が必要と認める事項

6 公示の期間は、次のとおりとする。

- (1) 標識の掲出及びホームページへの掲載は、命令が履行され、又は命令を解除するまでの間とする。
- (2) 掲示板への掲示については、命令の履行期限までとする。

7 公示にかかる事務処理要領は、手引き（第2、[9]）によるものとする。